

平成 29 年度第 2 回愛媛県保健医療対策協議会議事概要

1 日時 平成 29 年 11 月 27 日（月）19：00～20：50

2 場所 愛媛県庁第一別館 11 階会議室

3 出席者 委員 15 名（3 名欠席）

4 議事

(1) 第 7 次医療計画作成指針の改正について

○資料に沿って第 7 次医療計画作成指針の改正点について説明。

○質疑

（藤田委員）

- ・ 歯科医師の資質向上について、愛媛大学から派遣された医師にはとてもよく診てもらえるが、例えば、歯ぐきの腫れを診てもらおうとしたとき、近くの歯科には耳鼻咽喉科を紹介され、耳鼻咽喉科には歯科を紹介されて非常に困ったという話があり、大学でないと口腔ケアに関する技術を持っていないのかと不思議に思ったので、大学の技術を普及することで資質の向上につながるのではないかと考えるがどうか。

⇒（事務局）

- ・ 作成指針に資質の向上は盛り込まれているが、資質向上の具体的手法については、決められていないので、どのように進めていくかは関係者と相談しながら検討していきたい。

⇒（松木委員代理）

- ・ 歯科医師会では、口腔ケアに関する研修会に取り組んでいるところ。

（大西委員）

- ・ 看護職員の特定行為研修について、今後、具体的にどのように進めていくのか。

⇒（事務局）

- ・ 具体的な進め方は、これから相談させていただきながら検討したい。

（久野会長）

- ・ 今回、地域医療構想を医療計画に入れ込むことになると思うが、地域医療構想が医療計画とどのように関係するのかよく分からない。

⇒（事務局）

- ・ 医療法第 30 条の 4 の規定の基づき医療計画を定めることになるが、医療計画の 1 パートとして地域医療構想が位置付けられているので、基準病床数や 5 疾病・ 5 事業及び在宅医療と同じ並びで地域医療構想があるというように御理解いただきたい。
- ・ また、基準病床数、5 疾病・ 5 事業及び在宅医療、地域医療構想などそれぞれのパートの間で整合性をどのように取っていくかという考え方を示したものが、今回の作成指針であるとお考えいただきたい。

（西村委員）

- ・ 医師確保について、地域枠医師は地元出身に限定するとあるが、いつから限定するのか。また、地元の定義はどうか。

⇒ (事務局)

- ・本県では、県内高校出身者を対象にして、これまで取り組んでいるところ。
- ・国の資料では、中学までの生活の場で定義づけているが、必ずしもそのようにしなければならないものではないとされているので、本県では県内高校出身者と定義付けしている。

(久野会長)

- ・県内高校を卒業していれば、他県の大学でも良いという理解で良いか。

⇒ (事務局)

- ・地域枠医師についてなので、県内高校出身者かつ愛媛大学医学部に地域枠推薦で入学した者ということ。

(2) 第7次愛媛県地域保健医療計画 5 疾病・5 事業及び在宅医療の方向性について

○資料に沿って第7次愛媛県地域保健医療計画 5 疾病・5 事業及び在宅医療の方向性について説明。

○質疑

(谷水委員)

- ・がん医療について、集約すべき点と均てん化すべき点が第3期がん対策推進計画の中でも触れられていることから、それらのバランスを取るという視点を総論で良いので、ぜひ盛り込んでいただきたい。

⇒ (事務局)

- ・今後の文章化や再整理の中で検討させていただきたい。

(横山委員)

- ・周産期医療について、周産期医療情報センターとは何か。また、関連システムとは何か。
- ・本県においては、災害時のシステムがまだできていない状態であるが、通常時の母体搬送等の情報共有システムも重要であることから検討していただければ。
- ・関連データの方向性として示している矢印の意味は。目標数値はないのか。
- ・虐待の言葉がないが、計画に入らないのか。

⇒ (事務局)

- ・周産期医療情報センターは、作成指針上では通常設置するものとされているが、重要になってくるのは災害時であることから災害に重点化したものを想定している。
- ・関連システムとしては、EMISや日本産科婦人科学会の大規模災害のシステムを想定している。
- ・関連データについて、増加を目指すものを上向き、維持を目指すものは横向き、減少を目指すものを下向きとしている。
- ・途中段階の方向性をお示ししているのですが、具体的な目標となる数値は設定していない。関連データすべてに目標数値を設定するのは現実的でないので、最終案の段階では、目標として適切な項目をピックアップして数値目標を設定したい。
- ・虐待については、5 疾病・5 事業及び在宅医療とは別に設ける章（パート）で記載する予定。第6次計画においても児童虐待や高齢者虐待を別章で記載しているところ。

(梶原委員)

- ・脳卒中にしる、糖尿病にしる、予防の観点から生活習慣についてはどうか。

⇒ (事務局)

- ・予防の観点は体系図に盛り込んではいりますが、文章化の際により分かるような記載を検討したい。
- ・予防については医療計画で総論的に触れていくことになるが、具体的な予防や健康づくりについては県の健康づくり計画（えひめ健康づくり 21）を別途策定しているところ。

(3) 地域医療介護総合確保基金活用事業の実施状況について

○資料に沿って地域医療介護総合確保基金活用事業の実施状況について説明。

○質疑

(藤田委員)

- ・歯科技工士については若手が育ちにくいと聞いたことがあるが、基金活用事業によって将来的に充足するのか。

⇒ (事務局)

- ・難しい分野でもあり、こうした事業によって直ちに充足するものでもないと考えているが、必要な事業として歯科技工士を含めた歯科に関する医療従事者の確保・養成に取り組んでいるところ。

(満田委員)

- ・看護教員養成支援事業はどのような事業か。教員とは我々大学のことか。
- ・また、平成 28 年度と平成 29 年度の予算額を比較して増額になっている要因は何か。

⇒ (事務局)

- ・看護師養成所の教員に対する研修事業。予算額は、要望のあった事業計画に基づいて積算している。

(大西委員)

- ・看護師養成所の教員になると学習や研修の機会がなかなかないので、研修事業をお願いしているもの。

(谷水委員)

- ・平成 28 年度の配分額と充当額の差額は何か。

⇒ (事務局)

- ・将来のハード整備に必要な額として確保しているものを含んでおり、それらは基金として積み立てているところ。